

令和 6 年度 都道府県医師会 医療廃棄物担当理事連絡協議会

と き 令和 6 年 5 月 29 日（水）16:00～18:00

ところ Web 開催

〔報告：副会長 沖中 芳彦〕

開会挨拶

松本日医会長 本日は大変ご多忙な中で、令和 6 年度都道府県医師会医療廃棄物担当理事連絡協議会に出席いただき、誠にありがとうございます。都道府県医師会としては、日ごろより廃棄物の適正処理について、郡市区医師会、行政、医療機関、廃棄物処理業者と連携して取り組んでいただき、本当にありがとうございます。医療廃棄物の取り巻く環境は、超高齢社会が進展して、在宅医療の推進強化、あるいは、滅菌消毒等の技術進歩、SDGs による環境問題の意識の高まりなどを受けて、年々変化してきている。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や令和 6 年能登半島地震被災を受けて、有事において地域医師会や医療機関が医療提供体制の確保に専念できるように平時から感染性医療廃棄物の取り扱い等の諸課題を整理しておく必要があると考え、本協議会を開催した。本会においては、医療関係機関等を対象とした、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の継続した実施や感染性廃棄物処理マニュアル、容器の正しい利用に関するリーフレット等の周知に努めている。また、先般は都道府県医師会を対象とした医療廃棄物に関する状況等調査を行った。本日は、厚生労働省それから環境省そして本会の各立場から説明し、報告させていただくので、都道府県医師会におかれては、医療廃棄物に関する情報を整理していただき、適正な処理に向けた取り組みの参考になればよいと考えている。最後に、活発な議論をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

議事

1 医療行政から見た医療廃棄物～良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保とその先にある医療廃棄物について～

厚生労働省医政局地域医療計画課の外来・在宅医療対策室長より下記のとおり解説された。

- ・ 2025 年以降は高齢者急増から現役世代の急減に直面。
- ・ 入院患者は増加傾向、外来患者は減少傾向にある地区もでてくると見込まれる。
- ・ 在宅医療が増加、医療と介護のニーズが一層高くなり、同時に死亡数が増加する。
- ・ 第 8 次医療計画と在宅医療について。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付ける。各職種の機能・役割についても明確化する。
- ・ 在宅医療と介護連携。高齢者が住み慣れた地区で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多職種連携で包括的継続的な医療を提供することが重要である。このため、行政と保健所の支援の下、市町が中心となって、地域医師会と連携しながら、体制構築を推進する。
- ・ 在宅医療指導管理料の推移は一部の項目を除いて、横ばいから増加傾向にある
- ・ 居宅等における医療廃棄物の適切な取扱いと処理は、患者の療養環境の維持・向上に寄与し得るものであり、医師をはじめとした在宅医療に関わる全ての職種に加え、患者やその家族が在宅医療廃棄物の取扱いへの理解を深めることは重要と考えられる。

2 医療機関から排出される廃棄物の適正処理について

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より下記のとおり解説された。

- ・感染性廃棄物は、令和元年をピークに最近は減少傾向。
- ・感染性廃棄物の取扱いにあたっては、感染予防を徹底し、飛散流出しないように、また他の廃棄物と混合しないようにするべき。
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部での基本的対処方針では、廃棄物処理は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として位置づけられ、緊急事態宣言時にも事業の継続が求められた。具体的な対応としては、適正処理・現場の感染防止の徹底として、基準・マニュアル等の周知、家庭や医療機関、廃棄物処理を行う方等に向けたQ&Aやチラシ等を作成、さらに、適正処理・感染防止・処理体制維持の対策を取りまとめ、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定した。
- ・在宅医療廃棄物は、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、一般廃棄物に分類される。つまり処理責任は市町。ただし、鋭利なものは医療側が医療機関で感染性廃棄物として処理することが望ましい。
- ・医療機関に存在する水銀含有物は、2013年の水俣条約採択から回収することが望ましいこととなり、2017年ごろから全国の医師会と連携して回収業務を行った。
- ・医師会の回収業務に関して毎年アンケートを行っており、参加団体は平成28年が最も多く、近年は減少傾向である。さらなる回収促進の必要性がある。
- ・処理費用の単価は、まとめて回収することで低く抑えることができる。
- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理。絶縁体として利用され、人体に有害性が指摘されている。PCB自体は1972年に使用製品が製造中止となるが、現在も、残存しているものもある。

・低濃度 PCB の対応方針（案）

→低濃度 PCB 廃棄物は令和9年3月の処分期間末までに処理（期限は延長しない）。

→使用中の PCB 含有が明確な機器（濃度分析や製造年等で判定）も処分期限までに可能な限り廃棄・処理。

→封じきり機器等の濃度分析が不可能な機器等は処分期間後の管理の実施及び廃棄後の計画的な処理を確保する方策を検討。

・なお、低濃度 PCB の調査や適正処理、濃度分析補助制度に関しては、山口県環境生活部廃棄物リサイクル対策課まで。

3 日本医師会からの報告

渡辺日医常任理事より、昨年全都道府県医師会に対して行った「医療廃棄物に関する状況等調査」の結果報告がなされた。

・会員から医師会への問い合わせは、水銀含有物の医療機器の廃棄が多く、新型コロナウイルス関係が続く。問い合わせ自体がないという意見も多かった。

・医療廃棄物の業者の紹介、どうやって廃棄するべきかという質問のほか、関係機関が開催している適正処理研修会の問い合わせもある。

・廃棄物関係の各種パンフの作成を希望するかの間には、特に希望していないという回答が多い。

・在宅医療廃棄物の取扱いと各市町の方針。

・廃棄後の医薬品等医療廃棄物の処理や感染性廃棄物の処理責任の所在、例えば使用済のインスリン注射針について院外処分した場合も医療機関が回収の責任を負うのか、薬剤を患者に渡した薬局に回収責任はないのかの問い合わせがあり、それに対応できるパンフレットを希望するという意見もあった。

・在宅医療廃棄物は一般廃棄物であり、原則として市町村にその処理責任はあるが、注射針等の鋭利な物は、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として医療機関が処理する。その他の非鋭利な物は市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしているが、市町村によって考え方がさまざま課題もある。薬局、訪問看護ステーション、メー

カー等の具体的な役割などについても検討いただきたい。

・エネルギーコスト増により、処分料の増額に対する対策の要望。

4 協議

①これからの在宅医療の推進と医療廃棄物の適正処理について

→優良廃棄物取扱い業者の選定の際は、サイト「さんばいくん」で検索が可能。

②新興感染症や災害等の有事における医療廃棄物の処理について

→コロナ禍に、実際に廃棄物処理業者、運搬業者において、排出業者に対して、梱包方法など過剰に要求をすることがあった。

→実際に詰め込みすぎや容器の破損による飛び出し事例も報告があった。

→災害時の避難所における医療行為での感染性廃棄物の取扱いについて、災害派遣側にも負担にならないように排出した際は医療機関が持って帰る等の対応が必要であろう。

→国や医師会が正しい情報を共有、発出することが重要。

③医療機関における水銀廃棄物、PCB 廃棄物その他の課題について

→廃業後に水銀含有物や PCB 含有物が出てきた際の責任の所在は医師会になる場合があることへの懸念がある。

→平成28年ごろから医師会で回収事業を行ったが、まだ医療機関に水銀含有物が残っていると思われる。どのくらい残っているかの把握は困難である。

→収集時の医療機関の負担コストについては、回収量が多いと負担も下がる。

多くの先生方にご加入頂いております！

お申し込みは
随時
受付中です

医師賠償責任保険

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

傷害保険

詳しい内容は、下記お問合せ先にご照会ください

取扱代理店 山福株式会社
TEL 083-922-2551
引受保険会社 損害保険ジャパン
株式会社
山口支店法人支社
TEL 083-231-3580



損保ジャパン